

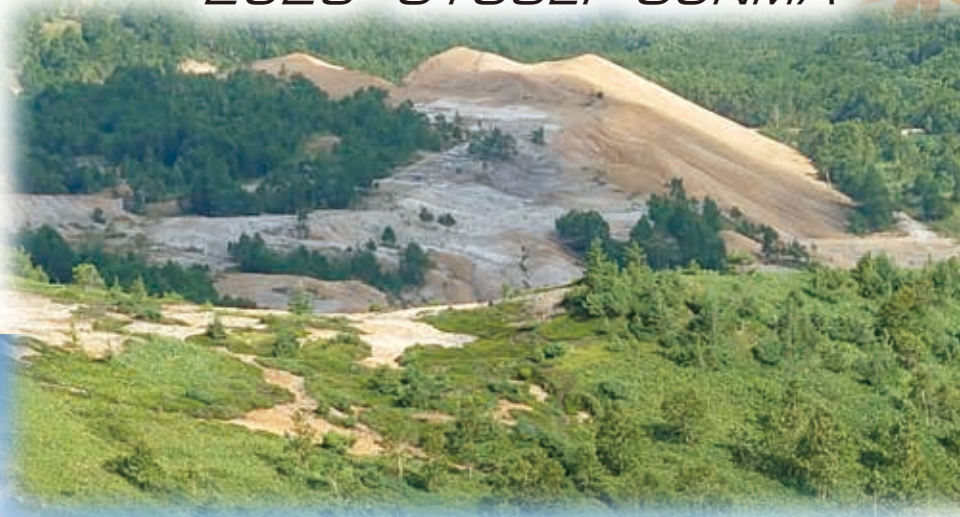
10
No.198

行政ぐんま

2025 GYOSEI-GUNMA



毛無峠・小串硫黄鉱山跡



日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサくん



群馬県行政書士会

URL : <https://www.gunma-gyosei.jp/>
E-mail : office@gunma-gyosei.jp



行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



監修 文学博士 金田一春彦先生
N H K 阿部 喜充先生

毛無峠・小串硫黄鉱山跡 ◎群馬県からのアクセス無料ルート

群馬県草津温泉、国道292号線から志賀高原へ向かい、万座三叉路から万座温泉方面、群馬県道466号線牧干俣線、万座温泉から長野県須坂市方面への途中、長野県道466号線・122号線の三叉路から、長野県道・群馬県道122号大前須坂線の群馬県、長野県の県境、毛無峠に到着します。

毛無峠の交通止め標識の先、群馬県嬬恋村干俣・大前方面には小串硫黄鉱山跡があります。現在、小串鉱山跡の採掘坑道から致死量の亜硫酸ガスが噴出しているため、毛無峠から嬬恋村干俣への群馬県道122号は常時通行止めになっています。

小串硫黄鉱山は1971年まで、北海道硫黄株式会社が採掘していました。最盛期には2000人を超える人々が住み、一大村を形成していました。当時、道路事情が悪く、製品化された硫黄は索道により、須坂市へ送られていました。現在、その索道の鉄塔残骸が残っています。

2025年08月17日現在、長野県道466号線の三叉路から長野県道122号を経て毛無峠まで、全線の道路幅はほぼ4m、全線舗装道路になっています。

(広報部員 小林大栄)



GYOSEI-GUNMA
CONTENTS 10

01 本会のうごき

- ・令和7年度 行政書士制度広報月間 支部無料相談会開催のご案内 2
- ・知っ得情報 会長 古田島俊憲 3
- ・会務報告（7月、8月）..... 4

02 群馬県行政書士会研修会等報告

- ・自動車登録・封印業務に関する研修会報告 封印管理委員会副委員長 山田 英史 6

03 支部だより

- ・うなぎを食べる会 高崎支部 石川 咲絵 7
- ・夏季懇親会開催報告 桐生支部長 中山 一郎 7
- ・令和7年度東毛4支部合同研修会報告 太田支部長 坂井 淳志 8
前橋地方法務局 太田支局総務課 久保 悟

04 日行連ニュース

- ・日行連 各部・委員会等全体会の報告 副会長 吉田 明浩 9

05 読んで得する業務資料

- ・業務資料について～標題一覧～ 10

06 お願い・連絡事項

- ・令和7年度会費納入についてのご案内 11
- ・戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書の払出日について 12
- ・コスモスぐんま活動のご報告 13
- ・コスモスぐんま活動のご案内 コスモスぐんま広報部長 佐藤美保子 14
- ・コスモスぐんま 入会前研修のお知らせ コスモスぐんま支部長 上原 陽子 15
- ・コスモスぐんま入会前研修参加者の声 高崎支部 菊地明日香 16

07 登録事項変更

17

編集後記

中之条土木事務所

の先住民以外立入禁止



本会のうごき

令和7年度 行政書士制度広報月間 支部無料相談会開催のご案内

支 部	日 程	形 式	相談会場・電話番号
前 橋	10月6日(月) 13:30~16:00	対面 予約優先	K' BIXまえばし福祉会館2階 社会適応訓練室 事前予約 TEL:027-232-3886
高 崎	10月11日(土) 13:00~16:00	対 面	イオンモール高崎2階 イオンホール
	10月17日(金) 13:00~16:00	対 面	高崎市役所6支所 (群馬・箕郷・榛名・倉渕・吉井・新町)
伊勢崎	10月4日(土) 10:00~16:00	対 面	JA佐波伊勢崎本店 3士業合同(司法書士・土地家屋調査士)
桐 生	10月3日(金) 10:00~15:00	対面 予約優先	みどり市社会福祉協議会 事前予約 TEL:0277-76-4111
	10月9日(木) 10:00~15:00	対面 予約優先	桐生市総合福祉センター 事前予約 TEL:0277-46-4165
太 田	10月4日(土) 13:30~16:15	対面 完全予約制	太田市学習文化センター 事前予約 TEL:0277-46-8181
富 岡	10月18日(土) 10:00~15:00	対 面	富岡市生涯学習センター3階 3士業合同(司法書士・土地家屋調査士)
藤 岡	①10月10日(金) 12:00~17:00	対面 予約優先	藤岡市役所東庁舎2階会議室 藤岡市在住・在勤者対象 事前予約 TEL:080-1126-0317
	②10月28日(火) 11:00~16:00	対面 予約優先	神流町コイコイアイランド会館 2階ホール 多野郡神流町および上野村在住・在勤者対象 事前予約 TEL:080-1126-0317
安 中	10月10日(金) 10:00~15:00	対面 予約優先	安中市社会福祉協議会2階 事前予約 TEL:080-4158-4588
渋 川	11月2日(日) 10:00~14:00	対 面	渋川市赤城公民館
沼 田	10月11日(土) 10:00~15:00	対 面	沼田市保健福祉センター3階 会議室306
吾 妻	10月18日(土) 10:00~15:00	対 面	バイテック文化ホール
館 林	10月19日(日) 10:00~15:00	対面 完全予約制	城沼公民館 事前予約 TEL:0276-57-8172

お問い合わせ

群馬県行政書士会事務局 TEL:027-234-3677
〒371-0017 群馬県前橋市日吉町1-8-1
前橋商工会議所会館4階



会長 古田島 俊憲

行政書士法の一部を改正する法律が議員立法により成立し、令和7年6月13日に公布されました。今回は、その改正された内容について触れさせていただきます。

1. 行政書士の使命

行政書士の目的を使命に改め「行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを使命とするものとする。」とされました。

2. 職責

新たに「①行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないものとする。②行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならないものとする。」とされました。

士業法では初めて「デジタル社会への対応」の努力義務が規定されました。

3. 特定行政書士の業務範囲の拡大

特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大されました。

これにより、行政書士以外の方が申請し不許可になった場合でも、特定行政書士が不服申立ての代理ができるようになります。

4. 業務の制限規定の趣旨の明確化

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨が明確にされました。

これにより、行政書士や行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け、「手数料・コンサルタント料・会費」等のような名目であっても、対価を受領して業として、官公署に提出する書類等を作成することは違法であるという現行法の解釈を条文に明示することにより、行政書士や行政書士法人でない者による違反行為の更なる抑制を図ることができます。

5. 両罰規定の整備

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反、名称の使用制限違反に対する罰則並びに行政書士法人による義務違反に対する罰則について、両罰規定が整備されました。

※なお、この「行政書士法の一部を改正する法律」は、令和8年1月1日に施行されます。

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
7	7	法規監察部会	①令和7年度事業について ②法教育事業への取組みについて ③行政書士制度広報月間における監察活動について ④窓口表示板の発注について	古田島会長、亀田副会長、塩野部長、本間副部長、田中、徳江各部員
7	9	総務部会	①令和7年度事業について ②会則改正について ③補助者規則の一部改正（案）について	中島副会長兼部員、上原部長、清水副部長、中澤、太田、新井各部員
7	9	職務上請求書払出し日		中島副会長、太田理事
7	10	広報部会	①行政ぐんま197号の校正について ②令和7年度行政書士制度広報月間について	吉田(明)副会長、後藤部長、吉田(憲)副部長、小林、田中、柳、廣川各部員
7	14	入会式 3名		古田島会長
7	15	経理部会	①令和7年度経理部運営について ②監査会指摘事項について ③日行連会費値上げについて	古田島会長、山田副会長、武田部長、黒川副部長、大橋部員
7	18	国際業務・デジタル社会部会	①令和7年度事業について ②東京入管高崎出張所で行う相談業務について	古田島会長、吉田副会長、服部部長、佐藤副部長、岩井、田島、大竹各委員
7	22	常任理事会	〈協議事項〉 ①令和7年度事業について ②支部長会からの建議について ③戸籍法改正に伴う広域交付制度について ④各部からの協議事項について ⑤当面の会務運営について 〈報告事項〉 ①日行連報告について ②関地協報告について ③各部からの報告事項について	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部各常任理事、大原支部長会議長
7	23	職務上請求書払出し日		亀田副会長、中澤理事
7	25	入会式 3名		古田島会長
7	29	業務推進グループ会議	〈協議事項〉 ①令和7年度事業予定について ②事例発表会の開催について ③分科会の事業について 〈報告事項〉 ①前橋創業支援ネットワークスタートミーティングについて報告 ②前橋市短期集中型創業支援プログラムについて報告 ③関東地区土地政策推進連携協議会について報告	古田島会長、山田副会長、飯島GL、佐藤SGL、中山、堀越、渡邊、田沼、鈴木、新井(優)、穂苅、新井(清)、田島各G担当員

※ GL…業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員…業務推進グループ担当員

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
8	5	広報部会	①行政ぐんま198号の企画について ②令和7年度行政書士制度広報月間について ③行政ぐんま200号記念特集について	古田島会長、吉田（明）副会長、 後藤部長、吉田（憲）副部長、小 林、田中、柳各部員
8	5	自動車登録・封印業務に関する研修会 （丁種会員名簿への登載にかかる事前研修会） 第1部「車庫証明・自動車登録業務」 講師：封印管理委員会 鈴木武明 委員 第2部「出張封印業務」 講師：封印管理委員会 河野晶一 委員		古田島会長、菅野部長、尾池委員長、 山田副委員長、鈴木、河野各委員
8	8	職務上請求書払出し日		服部常任理事、新井理事
8	18	入会式 3名		古田島会長
8	20	経理部会	①会費値上げについて	古田島会長、山田副会長、武田部 長、黒川副部長、大橋部員、富沢専 門員
8	22	綱紀委員会		劔持委員長、笛木、橋本副委員長、 岩崎、金竹、茂木、須藤、山口、見 城、大平各委員
8	25	盛土規制法の運用開始に伴う実務上の留意事項についての研修会 「盛土規制法の運用開始に伴う実務上の留意事項について」 講師：群馬県県土整備部建築課 担当職員		古田島会長、中島副会長、高橋副部長
8	26	常任理事会	〈審議事項〉 【議案第1号】経理規程の一部改正案につ いて 【議案第2号】什器備品の除却について 【議案第3号】苦情案件について 〈協議事項〉 ①日行連会則改正に伴う本会会費値上げに ついて ②伊勢崎市民部多文化共生課からの外国 人向け無料相談会への相談員の派遣依頼 について ③関東地方協議会連絡会について ④当面の会務運営について 〈報告事項〉 ①戸籍の広域交付制度について ②日行連報告について ③各部からの報告事項について	古田島会長、山田、吉田、中島、 亀田各副会長、上原、武田、塩野、 菅野、後藤、服部各常任理事、大 原支部長会議長
8	26	入会式 1名		古田島会長
8	28	広報部会	①行政ぐんま198号の編集について ②令和7年度行政書士制度広報月間について ③行政ぐんま200号について	吉田副会長、後藤部長、吉田副部 長、小林、田中、柳、廣川各部員

※ GL…業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員…業務推進グループ担当員



自動車登録・封印業務に関する研修会報告

封印管理委員会副委員長 山田 英史

1. 日 時：令和7年8月5日(火) 午後1時30分から約2時間

2. 会 場：前橋商工会議所会館3階 リリイ

3. 研修内容

第1部 「車庫証明・自動車登録業務」 封印管理委員 鈴木武明先生

第2部 「出張封印業務」 封印管理委員 河野昌一先生

研修後に封印業務効果測定を実施

4. 受講者：会場18人、Zoom10人、効果測定17人

5. 報 告

今回、許認可業務・法務業務部の研修に併せて、共催させていただきました。これは、日本行政書士会の規則等の改正に伴い、今後封印業務を行う丁種会員になろうとする者は効果測定を受けたうえでなければ、登録できないこととなったためです。本研修に伴う効果測定は、受講者17人全員が合格でした。熱心に受講していただ賜だと思います。

登録等の業務は、市民の方が、自ら申請したり、自動車販売業者任せなどで、依頼は減少しているかもしれませんが、行政書士が、車両登録、封印業務等の専門知識を習得することは、決して無駄ではないと思います。

例えば、相続に関連した車両変更業務や、建設業、産業廃棄物収集運搬業などの顧客企業において、使用している車両の取得、使用の本拠の変更等を受任することは、付加価値としてアピールできる業務であると思います。

さらに、出張封印まで行えば、依頼者が運輸支局に出向くなどの労力を省くことができます。

本研修では、講師の両先生が丁寧なレジュメを使用して、車庫証明、登録に必要な書類作成、出張封印業務の留意事項等をわかりやすく説明していただきました。





高 崎 支 部

「うなぎを食べる会 (新人研修)、最高でした!!」

この度は、大変有意義な新人研修会を開催くださり、誠にありがとうございました。

特に印象深かったのは、昼食をご一緒させていただいたテーブルの先輩方との懇談の時間です。日々の業務の中で感じていた細かな疑問や、書籍だけでは掴みきれない実務上の感覚について質問させていただいたところ、先生方はご自身の経験談を交えながら、非常に親身にアドバイスをくださいました。教科書的な知識だけでなく、お客様への対応の機微や業務を進める上での具体的なヒントを数多く得ることができ、大変ありがたく感じております。一人で悩むのではなく、こうして相談させていただける先輩方がいることの心強さを改めて実感いたしました。

また、研修で扱われた成年後見や入管業務に関する事例も非常に実践的で、専門知識の重要性を再認識すると同時に、今後自分がどの分野を深めていくべきか考える貴重な機会となりました。

さらに、研修会の冒頭に名刺交換の時間が設けられていたことも、大変貴重でした。これまでなかなかご挨拶の機会がなかった多くの先生方と直接お話をすることができ、大変嬉しく思います。様々な専門分野でご活躍されている先生方と「顔の見える関係」を築けたことは、今後の業務を行っていく上での大きな財産になると確信しております。

今回の研修会で得られた知識と、何より先生方との温かいつながり大きな支えとし、一日も早く一人前の行政書士として皆様のお力になれるよう、より一層精進してまいります。そしていつかは私も、先輩方のように後進を温かく導ける存在になりたいと、新たな目標もできました。今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

桐 生 支 部

夏季懇親会開催報告

去る令和7年7月31日、みどり市の「旬彩きむら」にて、群馬県行政書士会桐生支部の夏季懇親会を開催いたしました。今回は懇親会に先立ち、桐生公証役場の綿谷修先生をお招きし、「遺言公正証書作成の留意点について」をテーマとした勉強会を実施。支部会員16名が参加し、実りある学びと交流のひとときを過ごしました。

勉強会では、綿谷先生が実務の現場での豊富な経験に基づき、具体的な事例を交えながら、遺言作成の実務的な注意点について分かりやすくご講義くださいました。「実例を交えた話で非常に分かりやすかった」との声が多数寄せられ、日々の業務に直結する内容に、参加者の関心も高まりました。

また、先生からは「今後も支部の行事にお声かけいただければぜひ参加したい」とのお言葉をいただきました。加えて、日本公証人連合会が提供する豊富な書式についての紹介や、「複雑な案件の際には、ぜひ一緒に考えましょう」との呼びかけもあり、公証人と行政書士の連携の重要性が改めて確認されました。

勉強会後の懇親会では、先生を囲みながら和やかな雰囲気の中で交流が進み、参加者同士の親睦もより一層深まりました。今後もこのような機会を通じて、知識の研鑽と支部内のつながりを大切にまいります。ご参加いただいた皆様に心より感謝申し上げます。



東毛4支部

令和7年度東毛4支部合同研修会報告

令和7年7月3日

記

日 時：令和7年7月2日(水)15時00分～16時30分

場 所：太田グランドホテル

出席者：64名（太田27名、伊勢崎9名、桐生9名、館林14名、その他5名）

報告事項

当支部では、会員の専門性向上および会員相互の親睦を目的として、上記のとおり東毛4支部合同研修会を開催した。講師として前橋地方法務局太田支局より遺言書保管官の久保様をお招きし、「自筆証書遺言書保管制度の概要について」をテーマにご講義いただいた。

研修は、60分間の制度説明と30分間の質疑応答で構成され、制度の趣旨、申請手続などについて、実務に即した詳細な解説がなされた。また、質疑応答も活発に行われ、一部の質問については講師が確認の上、後日ご回答いただくこととなった。

本研修を通じて制度への理解が深まり、遺言書を作成しようとする方に対して、その人に合った方式を適切に提案するための実務的知見を得ることができた。

質疑応答回答書

前橋地方法務局 太田支局総務課 久保 悟

質問①

遺言書が外国語で作成されている場合には、その訳文を添付するとあるが、訳文は自書する必要があるか。

回答

訳文については、遺言書の内容を確認するための書類であることから、自書や記名、押印の必要はなく、また、パソコン等により作成しても構わない。

質問②

相続人や受遺者が外国在住の者の場合、遺言書情報証明書を請求する際、住所を証する書面をどうすればよいのか。

回答

相続人の一人から遺言書情報証明書の請求があったときは、相続人や受遺者が外国にいる場合にも、関係遺言書保管通知を送付する必要があることから、その者の住所を証する書面が必要である。この点、日本の市区町村役場で住民票の写しを取得することはできず、また、戸籍の附票では、出国先の外国の国名のみが記載されることから、これらを住所を証する書面として使用できない。よって、例えば、外国の日本領事館発行の証明書や、外国官憲発行の証明書が該当することになると思うが、証明内容により審査することになるため、遺言書情報証明書等請求人に対して、個別に法務局に相談するよう、助言していただきたい。





日行連 各部・委員会等全体会の報告

副会長 吉田 明浩

日行連では、令和7年8月7日から8日にかけて「各部・委員会等全体会」が下記次第にて開催されました。

1日目は、全体会として全員が集合し、今期の事業執行について意思統一を図りました。群馬会からは、理事として法規監察部長他を務める古田島会長と許認可業務部他に所属する中島副会長との3名が出席しました。

宮本日行連会長による令和7年度における事業執行に係る基本方針についての説明があり、続いて、常住日政連会長から、法改正実現に至るまでの経緯や今後の方針などについての説明がありました。

その後も、法改正についての説明が続き、最後は総務省の植田行政課長による行政書士制度と地方行政の最近の動向に関する説明がありました。

法改正によって行政書士の職域、職責は高まり、益々行政書士への期待は高まっていると思います。法改正に見合った活動と実績を積み重ねなければいけないと改めて感じた全体会でした。

2日目は、各部・委員会等に分かれて会議が行われました。当方は広報部に所属しましたので、日行連事務局の第三会議室にて部会が行なわれました。部会では、今期の事業内容について限られた時間の中で次々と検討を行ない決定していきました。当方は2期目の広報部ですので、積極的に前期からの問題点等についても提案させていただきました。

2日間にわたる会議で、日行連執行部の全体が一つにまとまった印象がありました。今期におきましても、日行連や全国の会員の先生方にとってより有益となるよう尽力していきたいと思っています。



日時：令和7年8月7日(木) 13:30～17:00

場所：第一ホテル東京4階「プリマヴェーラ」

次 第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 配付資料・日程の説明
- 4 令和7年度事業執行に係る基本方針について
日本行政書士会連合会 会長 宮本 重則
- 5 「デジタル社会に機能する行政書士法の改正」成立実現への経緯と今後の行政書士の役割
日本行政書士政治連盟 会長 常住 豊

〈休憩〉

- 6 改正法の概要
日本行政書士会連合会 専務理事 田後 隆二
- 7 使命・職責規定等について
日本行政書士会連合会 常任理事 関谷 一和
- 8 特定行政書士の業務範囲の拡大等について
日本行政書士会連合会 特定行政書士制度普及推進委員会 委員長 徳永 浩

〈休憩〉

- 9 行政書士制度における最近の動向と地方行政をめぐる諸課題について
総務省自治行政局行政課 課長 植田 昌也
- 10 閉会のことば

● 読んで得する業務資料 ● ● ● ●

業務資料について～標題一覧～

群馬県行政書士会のホームページ内の会員ページには、以下のような業務資料が掲載されています。
※ホームページへの掲載は随時更新されていますので、最新の業務資料はそちらでご確認ください。

日行連・関地協からの通知等

- ・ 国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について
- ・ 在留資格「経営・管理」の在留期間更新申請における必要書類の追加について
- ・ 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
- ・ 出入国在留管理庁からのお知らせについて(在留期間更新許可申請等の際に提出いただく顔写真について)
- ・ 労働者協同組合に係るオンラインセミナー（全5回）の開催について
- ・ 遺言、任意後見等の制度普及に関する広報活動の連携及び公正証書のデジタル化についての周知活動への御協力をお願い

群馬県・市町村等からの通知等

- ・ 〈みどり市役所〉産業観光部・都市建設部・農業委員会事務局の移転について
- ・ 〈関東地方整備局〉発注者向け適正工期の周知チラシ
- ・ 〈群馬県建設企画課〉資本金借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて
- ・ 〈群馬県建設企画課〉補正書類等のメール提出方法について
- ・ 〈沼田市農業委員会〉農地法第3条申請の様式について

群馬会・業務推進グループからの通知等

- ・ 〈総務部〉令和7年度版会員名簿の作成について
- ・ 日行連自動車登録OSS センター構想による看板設置について

※上記業務資料を印刷したものが欲しい会員には、個別の印刷対応が可能です。印刷代・送料を別途申し受けさせていただきます。予めご了承ください。詳細は事務局までお問い合わせをお願いいたします。（TEL027-234-3677）

印刷対応について	事務局の印刷機を使用した白黒片面コピーの対応です。 印刷代は場合によりますが、1枚につき10円を基本として都度算出します。 郵送希望の場合は送料のご負担もお願いいたします。送料は重さ等により都度算出になります。
----------	---

令和7年度会費納入についてのご案内

平素から、会費の納入について御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和7年度会費納入につきまして、下記のとおりご案内いたします。自動振替をご利用の場合、引落しが不能とならないよう、口座残高の確認をお願いいたします。

1. 区分・金額

区 分	納入金額
第3期 (12.1.2.3月分)	20,000円

2. 口座振替日

金融機関	第3期
県内に本店がある 金融機関・信用金庫	令和7年 12月30日
県外に本店がある 金融機関	令和7年 12月22日
ゆうちょ銀行	令和7年 12月22日

※当会では会費の納入について、原則口座振替を推奨しています。口座振替にすることで、郵便局に行く手間や払い忘れがなくなりますので是非御利用ください。口座振替を希望する方は事務局にお問い合わせください。

※口座の登録には1か月半程度かかります。



戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書の払出日について (令和7年10月～令和8年3月まで)

必ず事前予約をお願いします。予約がない場合はお断りすることもあります。
購入希望者は下記の払出日に行政書士本人が来所してください。

記

1. 令和7年10月～令和8年3月 払出日（いずれも13:30～16:30まで）

R7.10月	R7.11月	R7.12月	R8.1月	R8.2月	R8.3月
8日(水)	12日(水)	10日(水)	14日(水)	12日(木)	11日(水)
22日(水)	26日(水)	24日(水)	28日(水)	25日(水)	25日(水)

※原則払出は第2、第4水曜日に開催しますが、令和8年2月12日は木曜日となります。

2. 金 額 1冊 2,200円（税込）

3. 持ち物 職印、一般倫理研修修了証（写）
使用済み職務上請求書控え綴り（2回目以降の購入の場合）

4. 郵送による購入（払い出しは本人限定受取郵便に限る）
郵送による購入の申込を行う場合は、購入申込書、誓約書、一般倫理研修修了証（写）、使用済み職務上請求書控え綴り（2回目以降の購入の場合）を簡易書留でお送りください。ただし、各払出日に役員が確認した後の払い出しとなります。代金は後払いとなります。

5. 要予約 TEL 027-234-3677 Eメール office@gunma-gyosei.jp
FAX 027-233-2943
払出日3日前まで予約受付（土日除く）

6. その他 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則、
群馬県行政書士会職務上請求書取扱規程を御確認ください。
購入申込書と誓約書をご記入の上来局ください。



コスモスぐんま活動のご報告

成年後見制度をもっと身近に——

コスモス成年後見サポートセンターが新ポスターを作成

コスモス成年後見サポートセンターでは、成年後見制度のさらなる周知と理解促進を目的とした新しい広報用ポスターを作成し4月に公開いたしました。

今回のポスターは、公益社団法人への移行を機にリニューアルされたもので、成年後見制度を必要とする方や支援する立場の方々に向けて、「成年後見制度とは何か」「行政書士がどのように関わるのか」を視覚的にわかりやすく伝えることを重視しています。

高齢者だけでなく、知的障がいや精神障がいをお持ちの方々、さらには将来的に制度を必要とする可能性のある方々まで、幅広い層を対象に、さまざまなライフステージを描いた構成となっています。

また、制度の説明にあたっては、専門用語を避け、やさしく親しみやすい言葉で表現されています。

遠くから見ると、一見何のポスターか分かりにくいかもしれませんが、思わず近づいて読みたくなるような構成となっており、制度を「難しそう」と感じていた方にも、自然と関心を持ってもらえる工夫がなされています。

本ポスターは、今後、各地で行われる成年後見に関する講演会・相談会・セミナーなどの会場や、自治体、医療・福祉施設等での掲示・配布を想定して作成されました。

ポスターを通じて関心を持った方々が、近くの行政書士やコスモス会員に相談しやすくなるように、との意図も込められているようです。



コスモスぐんま活動のご案内

コスモスぐんま広報部長 佐藤美保子

講師派遣・その他サポート

成年後見制度は、高齢者や障がいのある方々が安心して暮らせる社会の実現に欠かせない、重要な支援制度です。

コスモスぐんまでは、後見業務の質の向上をめざし、実務と倫理の両面において継続的な研鑽を重ねております。また、後見人の養成にも力を入れており、支部業務研修会等への講師派遣についても随時対応しております。

個別の案件で受任者をお探しの場合なども、どうぞお気軽に事務局までご相談ください。



上半期の活動報告①

コスモスぐんまでは、成年後見制度のさらなる周知と、行政書士による後見支援活動の理解促進を目的とした取り組みの一環として、行政書士制度広報月間である10月に向け、県内市町村の担当部署へ公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター発行のコスモス通信を郵送いたしました。



上半期の活動報告②

本年度も入会希望の申し込みが寄せられ、入会前研修及び考査を実施、7月19日（土）に無事終了いたしました。

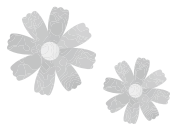
▼修了式集合写真



▲考査前の様子▲

入会前研修は、「開講式」と「考査・修了式」の2日間のみ会場へ集合し、講義はVOD（オンデマンド動画）を各自受講のうえレポートを提出していただく形式です。

次回の日程は次頁の通りです。
ご応募をお待ちしております。



コスモスぐんま 入会前研修のお知らせ

コスモスぐんま支部長 上原 陽子

コスモスぐんまは、毎月の無料相談会（高崎市）や社協と共催の相談会（藤岡市）、自治体や団体への講師派遣など地域に密着した活動を行いながら、成年後見制度に精通した行政書士の育成に努め、研修や情報交換会などを開催しています。

集合研修は開講式と考査・修了式の2日間のみ。その間の研修は基本的にご自宅や事務所でVOD視聴ですので、ご自分のスケジュールで受講できます。後見制度について学んでみませんか？

ぜひ、多くの皆様のご参加をお待ちしています！

研 修 内 容

【場 所】 高崎市総合福祉センター 1階 会議室1

高崎市末広町115-1 TEL 027-370-8822

【研修日時】 ①開講式 令和8年6月27日（土） 13:30 受付

②考査・修了式 令和8年7月18日（土） 13:30 受付

※集合形式の研修は2回のみです。②までにVOD視聴を各自終了する必要があります。

【費 用】 15,000円（公式テキスト代含む） ※ 開講日にご持参ください。



※研修のみでもOK！受講後の入会は任意です。入会する場合は、入会金及び年会費が必要となります。

コスモス 入会金10,000円- 年会費24,000円-

後見保険に加入し入会となります。（研修を修了しないと後見保険加入はできません。）

※入会すると裁判所に提出するコスモス会員名簿に登載されます。（希望しない場合は申し出てください）



【問合せ先・事務局】コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部

群馬県前橋市日吉町1丁目8-1

前橋商工会議所会館4階 群馬県行政書士会事務局内

TEL 027-234-3677

研修申し込みはFAXにて申し込み下さい。【申込締切：令和8年5月31日（日）まで】

申 込 書

入会前研修会に申し込みたいします。

宛先FAX **027-233-2943**

フリガナ

氏 名

生年月日

行政書士登録番号

第

号

会員番号〈群馬県行政書士会〉

第

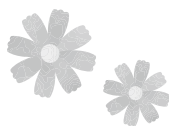
号

事務所名

事務所所在地

連絡先 TEL

FAX



コスモスぐんま入会前研修参加者の声

令和7年度 コスモス成年後見制度の入会前研修、考査試験を終えて

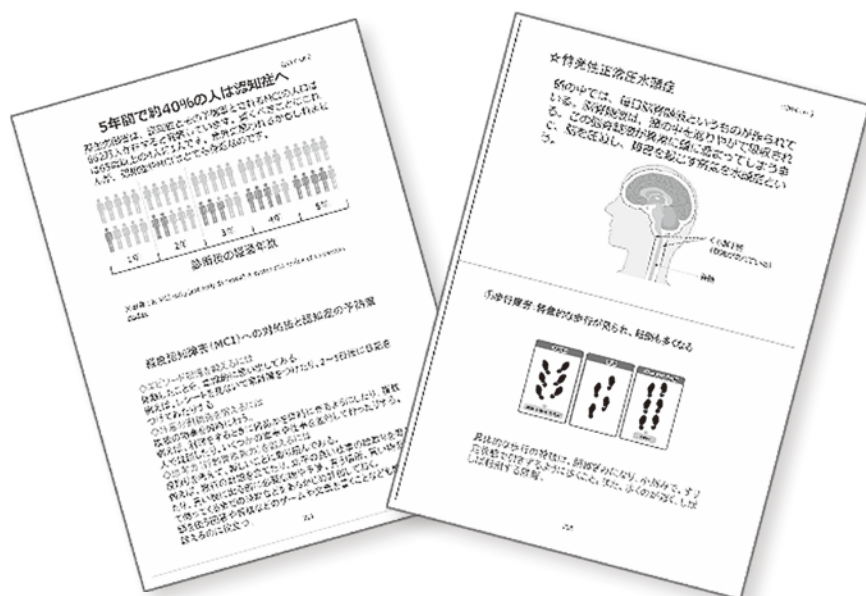
高崎支部 菊地明日香

コスモス成年後見制度の入会前研修および考査試験を終えて、まず感じたのは、成年後見制度に対する理解が一層深まったという実感です。研修では法制度の基本だけでなく、倫理観や実際に業務に携わる際の姿勢など、多岐にわたる内容を学ぶことができました。

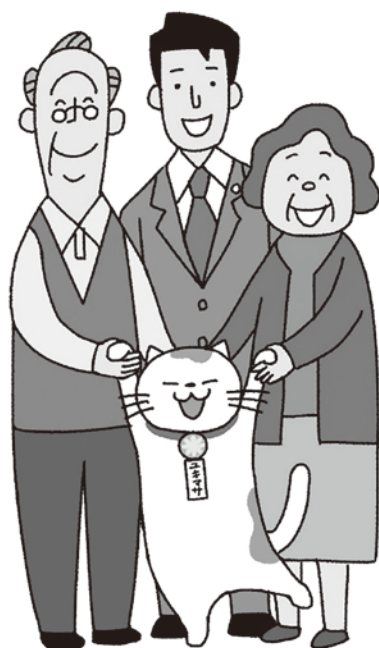
また、考査試験を通じて法律上可能なこと、不可能なことや後見業務を遂行するうえでの注意点について改めて確認することができました。

私は、ペットを飼われている高齢者の後見に携わりたいという思いからコスモスへの入会を志しました。高齢者がペットとともに穏やかな暮らしを続けるためには、ペットの将来を見据えた支援が不可欠です。ペットは家族の一員であり、飼い主の安心感にもつながる大切な存在です。ペット後見はそうした心の支えを守る制度であり、人と動物、双方の福祉に貢献できる分野だと感じました。

今後は、成年後見人としての活動の中で必要とされる方に寄り添いながら、ペットを含めた「その人らしい暮らし」の実現を支えていけるよう努めていきたいです。今回の研修で得たことを後見制度が必要な方に説明し、利用できるよう活かしていきたいと思います。



入会前研修テキスト抜粋



新入会員

	会員番号 第3541号 氏 名 ナカ ジマ ヨウ コ 中 島 洋 子 所属支部 太 田 入 会 日 2025. 7. 1 5		会員番号 第3542号 氏 名 イノ クマ ヤス ヒコ 猪 熊 靖 彦 所属支部 伊勢崎 入 会 日 2025. 7. 1 5
	会員番号 第3543号 氏 名 ナカ ザワ トモ ミ 中 澤 智 美 所属支部 伊勢崎 入 会 日 2025. 7. 1 5		会員番号 第3544号 氏 名 ツク ビキ ヨウ スケ 都 筑 陽 介 所属支部 伊勢崎 入 会 日 2025. 7. 1 5
	会員番号 第3545号 氏 名 ツク イ 津久井みなみ 所属支部 伊勢崎 入 会 日 2025. 8. 1		会員番号 第3546号 氏 名 スズ キ リョウ タ 鈴 木 亮 太 所属支部 渋 川 入 会 日 2025 8. 1
	会員番号 第3547号 氏 名 シズ ミズ コウ ジ 清 水 耕 児 所属支部 前 橋 入 会 日 2025 8. 1 5		

07

[入 会 者]

会員 番号	登録 番号	事務所名称	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考	
		氏 名			業務内容	兼 業
3541	2514 4287	中島洋子行政書士事務所	379- 2304	太田市大原町758番地3 TEL 0277-32-4547		
		ナカ ジマ ヨウ コ 中 島 洋 子				
3542	2514 4288	いのくま行政書士事務所	372- 0812	伊勢崎市連取町3284番地13 TEL 070-5591-1192		税
		イノ クマ ヤス ヒコ 猪 熊 靖 彦				
3543	2514 4289	中澤行政書士事務所	370- 1134	佐波郡玉村町大字与六分116番地2 TEL 090-2753-3935		
		ナカ ザワ トモ ミ 中 澤 智 美				
3544	2514 4290	五常行政書士法人	370- 1103	佐波郡玉村町樋越124-3 TEL 080-6560-0050		
		ツ ツキ ヨウ スケ 都 筑 陽 介				

3545	2514 4494	ツクイ行政書士事務所	372- 0006	伊勢崎市太田町 1148 番地 2		
		ツ ク イ 津久井 みなみ		TEL 070-6424-5366		
3546	2514 4495	行政書士鈴木亮太事務所	370- 3503	北群馬郡榛東村大字新井 1796 番地 1		
		スズ キ リョウ タ 鈴 木 亮 太		TEL 070-9044-5996 gyoseisyosi.sr.jimusyo@rakumail.jp		
3547	2514 4756	清水耕児行政書士事務所	371- 0812	前橋市広瀬町 1 丁目 14 番地 22		税
		シ ミズ コウ ジ 清 水 耕 児		TEL 090-9015-3170		

会 員 各 位

名簿記載事項が変わりましたので、記載事項で、変更登録箇所を会員周知致します。
メールアドレスについては、会員より記載要望があった場合のみ掲載致します。

〔登録事項変更〕

会員 番号	登録 番号	事務所名称	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考		頁
		氏 名			業務内容	兼 業	
3199	1814 0061	ハラ サワ カズ トシ 原 澤 一 壽	370- 0043	高崎市高関町395番地1			57
3088	1514 0689	コ バヤシ シン イチ 小 林 真 一	370- 0615	邑楽郡邑楽町大字篠塚2770番地1			140
				TEL 0276-89-1238			
2964	1214 0735	キタ ハラ スズ カ 北 原 涼 香	371- 0804	前橋市六供町二丁目41番地4			31
2669	0514 0903	イワ ムラ トシ アキ 岩 村 敏 明				宅	27
2863	1014 0033	ワタ ナベ カズ ヨシ 渡 邊 一 善		TEL 090-7701-1505			29
3448	2314 1677	アール行政書士事務所飯島					61
		イイ ジマ ヒデ キ 飯 島 英 樹		TEL 090-3245-7332			
3532	2514 2686	ヨシ ダ オサム 吉 田 修				司	39
3415	2214 2529	たかよし行政書士事務所	370- 0069	高崎市飯塚町97-1高義ビル 6 階		宅	60
		タカ ハシ カズ チカ 高 橋 壱 京		TEL 070-7577-8881			

〔退 会 者〕

支部名	会 員 番 号	氏 名	退会年月日	退会区分
太 田	1 1 6 0 (7 4 1 4 0 6 1 2)	須 藤 省五	令和7年7月31日	廃 業
渋 川	9 8 4 (7 4 1 4 0 3 8 4)	市 川 俊 治	令和7年7月22日	廃 業
前 橋	1 4 5 6 (7 8 1 4 0 7 9 0)	齊 藤 昭 夫	令和7年7月31日	廃 業
伊勢崎	2 7 7 5 (0 7 1 4 1 7 5 9)	吉 澤 多喜男	令和7年7月31日	廃 業
前 橋	1 3 0 9 (7 7 1 4 0 6 9 6)	深 田 富 三	令和7年7月 2日	死 亡
伊勢崎	2 2 3 7 (9 2 1 4 1 5 4 5)	高 橋 徹	令和7年8月31日	廃 業
高 崎	3 3 3 2 (2 0 1 4 2 4 1 2)	大 西 勉	令和7年7月25日	死 亡
前 橋	1 0 4 7 (7 4 1 4 0 4 1 8)	吉 澤 充	令和7年7月30日	死 亡

(届出受付順)

07

訃 報

謹んでご冥福をお祈りいたします

深 田 富 三 先生 令和7年7月2日逝去 (前 橋 支 部)

大 西 勉 先生 令和7年7月25日逝去 (高 崎 支 部)

吉 澤 充 先生 令和7年7月30日逝去 (前 橋 支 部)

編集後記

今夏の気候は気温が高く、降水量が少ない。特に降水量の変化がもたらした影響を強く感じています。吾妻地域では例年に比較して雨が少ないです。洪水調整機能をも期待されているダムですが、今後、台風等に期待するしかありません。私の実家、中之条町でも降水量が少ないため、雑草の伸び具合がかなり鈍化しました。しかし、雨が少ないと乾燥化、砂漠化が始まります。今後、農作物への影響が心配です。8月17日、日曜日にハツ場ダムを通過した際、そのダム上流の岩肌、旧国道、旧橋がむき出しになっています。貯水率30%です。今後、節水が望まれます。

今年度の広報部メンバーは後藤康徳部長（渋川）、吉田憲一副部長（高崎）、田中光重部員（前橋）、柳芳信部員（太田）、廣川道明部員（富岡）、私を含めて6人となりました。

今年度、広報部の主な年間事業計画として、

- ①毎年10月に実施される日本行政書士会連合会の行政書士制度広報月間において群馬県民の皆様
に無料電話相談会（相談員:渋川・桐生・富岡から各1名）・対面無料相談会（各支部）を開催致します。
- ②行政ぐんま第198号（10月発行）、199号（1月）、200号（4月）200回記念号を発行し、会員の皆様に配布致します。
- ③毎年、今回、行政書士の日、2月22日、日曜日ですが、2月20日金曜日に無料対面相談会（前橋商工会議所会館）を開催致します。
- ④FMぐんまを利用した広報周知活動を実施するために、広報月間の前、9月に計6回（各30秒）のCMを流します。そのうち、S帯（7時30分から8時40分、17時から19時）に計2回、A帯（8時40分から17時、19時から21時）に計4回のCMを流します。県民の皆様が運転しながら、働きながら聴いて頂くことを計画しています。

また、行政書士の日の無料対面相談会の前、1月に計6回のCMを流します。

私事。

私は、行政書士業を25年間、超零細組織事務所で励んできました。現在、独りよがりの日常、個人事業主における業務日程の甘さを、現在、強く意識しています。他方、私は外資系企業組織における一営業マンとして、企業組織を応援する一員として、業務をこなすことを、この4月から開始しました。組織内の仕事は日報の提出から始まり、多くの組織業務を書面にする毎日です。報告、連絡、相談をこなし、時間との闘いを経験しています。一週間の半分は県外での宿泊を伴う業務は、今の自分では想像を超えています。この業務に就く前、宿泊を伴う業務は皆無でした。でも、この業務により、気持ち的に、大きな固い殻が壊れ、自分自身の業務行動範囲が大きく変化したことは確かです。

皆さん、是非、自ら妄想している精神的な大きな固い殻を自ら破壊しましょう。「なせば成る なさねば成らぬ 何事も 成らぬは人の なさぬなりけり」。自分自身の思い込みを自分自身で正しましょう。

私の拙い文章をご拝読頂き誠に痛み入ります。今後、皆様の益々のご健康とご家族のご繁栄を祈念致します。誠にありがとうございました。

広報部員 小林 大栄（前橋支部）

行政ぐんま
第198号

発行 群馬県行政書士会
会長 古田島 俊憲
〒371-0017 前橋市日吉町一丁目8番1号
(前橋商工会議所会館4館)
TEL(027)234-3677/FAX(027)233-2943
E-mail : office@gunma-gyosei.jp

担当副会長 吉田 明浩(館林支部)
広報部長 後藤 康德(渋川支部)
同 副部長 吉田 憲一(高崎支部)
広報部員 小林 大栄(前橋支部)
広報部員 田中 光重(前橋支部)
広報部員 柳 芳信(太田支部)
広報部員 廣川 道明(富岡支部)

印刷 松本印刷工業(株) TEL(027)221-5015

気軽に相談
確かな手続



あなたの街の法律家 行政書士

日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん



Q 行政書士って主にどんな仕事をしているんですか？

A 行政書士は法律にもとづく国家資格者です。国や県・市町村などの役所に提出する書類をみなさんに代わって作成したり提出の手続きを行うことが主な仕事です。

Q インターネットを利用した申請には対応できますか？

A はい。行政書士はインターネットを利用したオンライン申請などにも迅速に対応しています。

Q 役所に提出する書類以外にはどんなものがありますか？

A 権利義務や事実証明に関する書類の作成も行政書士の仕事です。例えば「契約書」「内容証明」「相続関係書類」「会社設立関係書類」などがあります。

Q 書類の作成や提出以外にはどのような仕事がありますか？

A 行政書士が作成するいろいろな書類について、みなさんの相談に応じることももちろん大切な仕事です。

行政書士

Q & A

Q 仕事をお願いした者の個人情報等、秘密は守ってもらえますか？

A 行政書士には法律により守秘義務が課せられています。仕事の上で知り得た秘密は絶対に漏らしません。安心してご依頼ください。

暮らしに役立つ

相続・遺言に関すること

- ・遺産分割協議書の作成
- ・遺言書作成の相談
- ・戸籍調査、財産調査
- ・相続関係説明図の作成
- ・法定相続情報証明書の交付申請
- ・相続土地国庫帰属申請
- ・有価証券の解約手続
- ・預貯金解約手続
- ・株券の解約手続



契約書・内容証明等の書類を作成すること

- ・各種契約書、協定書、示談書の作成
- ・内容証明の作成
- ・告訴、告発状の作成
- ・交通事故調査、報告書の作成などの権利、義務や事実証明に関すること

自動車に関すること

- ・自動車登録、移転、抹消届出・申請
- ・車庫証明申請
- ・出張封印取付作業代行業務

土地・建物利用に関すること

- ・農地転用許可申請、届出書
- ・開発行為許可申請
- ・国有財産払下申請
- ・景観条例申請
- ・除外申出（農業振興地域から除外）

日本で暮らす外国人に関すること

- ・永住許可申請
- ・帰化許可申請

ビジネスに役立つ

会社・法人設立に関すること

- ・株式会社、合同会社の設立
- ・定款の作成
- ・一般社団法人、NPO法人等の設立
- ・医療法人、宗教法人、事業協同組合、監理団体等の設立（登記申請手続を除く）

運送業者に関すること

- ・貨物運送業許可申請
- ・特殊車両通行許可申請
- ・旅客運送業許可申請
- ・倉庫業登録申請

その他許認可申請・届出に関すること

- ・酒類販売業免許申請
- ・著作権登録申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・米穀販売登録申請
- ・古物商許可申請
- ・その他各種許認可申請
- ・各種オンライン申請の手続



建設業者や宅建業者に関すること

- ・建設業許可申請、事業年度終了報告変更届出書
- ・経営規模等評価申請（経審）
- ・建設工事入札参加資格審査申請
- ・宅建業者免許申請
- ・電気工事業者登録申請
- ・解体工事業登録申請

日本で仕事をする外国人に関すること

- ・在留資格認定証明書交付申請
- ・在留資格変更許可申請
- ・在留期間更新許可申請

風俗営業や飲食店等に関すること

- ・飲食店営業許可申請
- ・カフェ、キャバクラ、スナック、ホストクラブ、パチンコ、麻雀、ゲームセンター等の営業許可申請
- ・深夜酒類提供飲食店営業開始届出

中小企業支援に関すること

- ・中小企業をサポート
- ・企業の経営や事業活動に関するアドバイス
- ・知的資産経営の導入や報告書の作成
- ・事業承継に関するアドバイス
- ・各種補助金申請

特定行政書士とは？



行政書士が日本行政書士会連合会の実施する研修を受講し合格することで、特定行政書士となります。特定行政書士とは、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの代理業務が行えます。特定行政書士の資格を活かし、行政不服審査法に基づく審理員、第三者機関の委員、農業委員会の中立委員等への登用を目指す働きかけもしています。



©群馬県 ぐんまちゃん
00078-03



群馬県行政書士会

事務局／前橋市日吉町1-8-1 前橋商工会議所会館 4階

TEL: 027-234-3677 FAX: 027-233-2943

